福崎町ネーミングライツ事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町の所有する施設又は実施する事業等（以下「対象施設等」という。）に愛称を命名する権利を民間事業者等に付与することでＰＰＰ（公民連携）を推進し、町民サービスと対象施設等の魅力の向上を図るとともに、町の新たな財源を確保することを目的に、ネーミングライツ事業実施に係る必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　ネーミングライツ　町長との契約に基づき、対象施設等の名称に代えて使用する愛称を命名する権利のことをいう。

（２）　ネーミングライツ・パートナー　前号の権利を取得した民間事業者等をいう。

（事業の内容）

第３条　ネーミングライツ事業は、町長とネーミングライツ・パートナーとの契約により、対象施設等にネーミングライツを設定し、その対価を得る事業をいう。

２　前項の対価については、新たな財源として当該対象施設等の運営経費等に資するとともに、その一定程度を活用して、町民サービスの向上、地域活性化等に資する新規事業や既存事業の拡充を図るものとする。

（基本的な考え方）

第４条　ネーミングライツ事業は、対象施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

２　ネーミングライツによる愛称決定後、町は愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例等における対象施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく対象施設等の名称を使用するものとする。

（対象施設等）

第５条　ネーミングライツを設定することができる対象施設等は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園など、町の公共的な施設及びそれらの一部。ただし、役場庁舎、学校、幼児園を除く。

（２）　町が主催して実施する事業

（３）　前２号のほか、名称に対して愛称を付すことに支障のないもの

２　前項の規定にかかわらず、寄贈品を多く所蔵する施設、協賛企業等の多い事業等については事前に十分な調整を図り、ネーミングライツの設定の可否を判断することとする。

（実施の手続）

第６条　ネーミングライツ事業実施までの手続については、別途定める福崎町ネーミング

ライツ審査会（以下「審査会」という。）を組織し、次の各号に掲げる順で実施する。

（１）　対象施設等の選定及び最低価格の決定

（２）　審査会による募集要項の策定

（３）　ネーミングライツ・パートナーの募集

（４）　審査会による民間事業者等からの提案内容の審査

（５）　審査会による優先交渉権者の選定

（６）　審査会による契約内容の審査

（７）　ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約締結

（８）　愛称の使用開始

２　前項の手続を実施する場合においては、町ホームページ等により広く公表するとともに、応募者との協議は手続の必要に応じて適切に行うこととする。

（導入の手続における町議会への報告）

第７条　導入の手続を進めるにあたっては、募集時や契約締結時など手続の進捗や必要に応じて町議会への報告を行うこととする。

（愛称の表記範囲）

第８条　ネーミングライツ事業として表記する愛称は、ネーミングライツ・パートナーの企業名や商品ブランド名等を冠したもの等で、対象施設等の設置及び実施目的にふさわしく、町民に親しみをもってもらえるものとし、次の各号に該当するものは使用できない。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（３）　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（４）　政治活動、選挙運動、宗教活動、意見広告、個人の名刺広告に関するもの

（５）　社会問題についての主義主張をするもの

（６）　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

（７）　美観風致を害するおそれのあるもの

（８）　当該広告の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

（９）　前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと町長が認めるもの

（費用負担の区分）

第９条　ネーミングライツ事業にかかる費用負担の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　対象施設等に冠した看板等の新設・変更に伴う費用及び契約期間終了等に伴う原状回復費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

（２）　ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に町が作成する印刷物や町ホームページ等における対象施設等の名称表示の変更については、町の負担とする。

（ネーミングライツ・パートナーの資格の基準）

第10条　ネーミングライツ・パートナーとなることができる者は、法人格を有し、施設等の公共性等を損なうおそれがない者であって、対象施設等に愛称を付与するのにふさわしい者でなければならない。

２　次に掲げる業種等に該当する者は、ネーミングライツ・パートナーとなることができない。

（１）　政治団体、宗教団体又は公職にある者が役員を務める団体

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

（３）　貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者

（４）　福崎町暴力団排除条例（平成25年条例第３号）第２条第１号に規定する暴力団、第２号に規定する暴力団員、第３号に規定する暴力団密接関係者

（５）　民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者

（６）　ネーミングライツの募集を開始する日から６ヶ月前の日までに町の指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以降に当該指名停止を受けた者

（７）　国税又は地方税を滞納している者

（８）　その他、公序良俗に反する行為を行う等ネーミングライツ・パートナーに適当でないと町長が認める者

（募集方法）

第11条　募集に際しては、募集要項を作成するものとし、内容として次の各号に掲げる事項が含まれているものとする。

（１）　ネーミングライツを設定する対象施設等の名称及び所在地

（２）　募集期間

（３）　応募時の提出書類等申込方法

（４）　最低価格及び契約期間

（５）　応募者及び施設名称の条件

（６）　愛称の命名及び表示に係る費用負担

（７）　選定方法及び選定基準

（８）　ネーミングライツ使用開始時期

（９）　その他

２　町長は、審査等の必要に応じ、応募者に登記事項証明書、決算書類等の提出を求めることができるものとする。

（最低価格の決定等）

第12条　ネーミングライツ・パートナーを募集するにあたり対価等の目安となる額につい

ては、対象施設等の利用状況やマスメディア等への露出状況などを勘案し、類似する施設や他市町の例などを参考として、対象施設等の選定の都度決定するものとする。

（ネーミングライツ・パートナーの決定等）

第13条　町長は、第６条第６号の審査を参考にして交渉を行う順位を決定し、その順位が１位の応募者と契約に係る必要な事項について協議を行うものとする。

２　町長は、前項の協議が整わなかったときは、同項の順位が２位の応募者と協議を行うことができる。

（契約の締結）

第14条　町長は、前条の規定により行った協議が整ったときは、当該応募者とネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

（ネーミングライツ料の納入等）

第15条　前条の規定により契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、町長が指定する期日までに、当該年度に係るネーミングライツ料を一括で納入しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、町長は、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、納入方法、納入金額及び納入時期を別に定めることができる。

（ネーミングライツ料の還付）

第16条　既に納入を受けたネーミングライツ料は、還付しない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りでない。

２　前項ただし書の規定によりネーミングライツ料を還付するときは、当該ネーミングライツ料の納入を受けてから還付するまでの期間に対する利息は付さないものとする。

（契約の解除）

第17条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツ事業に係る契約を解除できるものとする。

（１）　ネーミングライツ・パートナーが法令等又はこの要綱に違反したとき。

（２）　ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

（３）　町長が指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。

（４）　ネーミングライツ・パートナーの瑕疵により、当該対象施設等の愛称の維持が困難であると認めたとき。

（５）　前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の継続に支障があると認めたとき。

（契約の更新）

第18条　ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了時において同一の契約条件で更新を希望する場合、１回に限り優先的に交渉をすることができるものとする。

（ネーミングライツ・パートナーメリット）

第19条　ネーミングライツに加え、ネーミングライツ・パートナーメリットを付与する場

合は、対象施設等ごとに、施設の設置目的や施設の関連法令等の規定等を踏まえ、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、適切に選定・運用するものとする。

なお、ネーミングライツ・パートナーメリットの例としては、次の各号に掲げるものとする。

（１）　標識類や施設看板等の変更又は新設

（２）　施設パンフレット等の記載変更

（３）　広報媒体やホームページ等による広報

（４）　関係機関への愛称使用の周知、働きかけ

（５）　その他施設の設置目的や関連法令等の範囲内で定めるもの

（ネーミングライツ導入後の町民への周知）

第 20 条　町長は、町民の理解を得てネーミングライツ事業を実施していくために、事業の目的やネーミングライツによるネーミングライツ・パートナーの地域貢献等による町民メリット等の周知に努めるものとする。

（秘密の保持）

第 21 条　応募にかかる書類については、ネーミングライツ事業に関する目的以外に使用しないものとする。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。